



発表項目 (行事名)	北海道労働委員会「個別的労使紛争あっせん制度」に係る漫画を活用したPRについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 目的 北海道労働委員会では、労働者個人と使用者との労使紛争の解決を支援する「個別的労使紛争のあっせん制度」をより多くの方々に知っていただくため、漫画を活用したPRを北海道労働委員公式Twitterやブログなどで行います。</p> <p>漫画は、令和元年度「第4回北のまんが大賞」イラスト部門で北海道知事賞を受賞した漫画家 友里(ゆり)氏が制作し、漫画でPRすることにより、若い方々にも親しみやすく制度を知ってもらおうというねらいです。</p> <p>なお、作中登場する「ローイ先生」は北海道労働委員会Twitterの公式キャラクターです。</p> <p>2 作品 別紙のとおり</p> <p>3 PR方法 (1) 北海道労働委員会Twitterによる発信 令和3年8月30日(月) 15時投稿 ※北海道労働委員会TwitterQRコード</p> <p>(2) 北海道ブログ「超!!旬ほっかいどう」への掲載(カテゴリ「雇用」) URL: https://plaza.rakuten.co.jp/machi01hokkaido/</p>		
参考	資料として、「個別的労使紛争あっせん制度」を紹介したチラシを添付します。		



報道(取材)に当たってのお願い	労使間の労働トラブルの解決につながる「個別的労使紛争のあっせん制度」を広くPRするため、北海道労働委員公式Twitterや道ブログをご覧いただけるよう積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	北海道労働委員会事務局調整課(担当者:田原) TEL ダイヤルイン 011-204-5667 内線 32-586		
-------------	--	--	--

《 個別的労働紛争のあっせん 》

北海道労働委員会では、労働問題に詳しい経験豊かな「あっせん員」が、当事者双方からお話をうかがい、問題点を整理した上で助言等を行い、歩み寄りに解決を図る「あっせん」を行っています。

☆ 申請は簡単・費用は**無料**!

☆ 遠隔地は現地に出向きます!

☆ **秘密厳守**!

☆ 迅速に対応します!

(申請受付から1ヶ月程度での解決を目指します)



こんなことでお困りのときは、ご利用ください



- 解雇通告されたが、理由等に納得できない。
- 残業しているのに、会社から時間外手当が支払われない。
- 職場でセクハラ・パワハラを受けており、会社に改善を申し入れたが、対策を講じてくれない。

- 社員に配置命令を出したが、理由無く拒否されている。
- 会社に責任のない理由で退職した社員から、休業補償を求められている。



労働問題に関するご相談は

労働相談ホットライン ☎ 0120-81-6105 ※社会保険労務士が対応します

電話受付時間：月～金曜日 午後5時～午後8時
土曜日 午後1時～午後4時 (祝日、年末年始を除く)

あっせん制度のご利用、ご相談、お問い合わせは

北海道労働委員会事務局 (調整課個別対策グループ)

☎ **011-204-5667** (直通)



受付時間：月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分 (祝日、年末年始を除く)

住所：札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館10階

ホームページ：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/contents/kobetu/kobetsu07.html>

※来庁希望の方は事前に連絡願います。

「個別的労使紛争あっせん制度」のQ&A

Q：個別あっせんの対象となるのは？

A：労働者個人と使用者の間で実際に発生している紛争です。不満があるだけでなく、労働者又は使用者が、実際に相手方へ対し主張や要望を伝えて、対立したり、拒否されたり、無視されたときにあっせんを申請できます。

（例：解雇、時間外手当の未払い、セクハラ・パワハラ等）

また、次の紛争は対象となりません。

- ・道外の事業所で発生した紛争
- ・他の行政機関で扱われている紛争
- ・単なる労働者間の紛争
- ・国家公務員及び地方公務員（会計年度任用職員、一般職・特別職非常勤職員を含む。）
- ・裁判、調停の手續が進行中、又は確定した紛争
- ・労働者の募集や採用に関する事項についての紛争
- ・紛争の実情があっせんに適さないと認められる紛争 など

Q：誰が申請できますか？

A：道内の事業所に雇用されている（いた）労働者または、道内の事業所の使用者です。

Q：労働委員会が申請者の代理人となって交渉してもらえますか？

A：交渉することはできません。使用者に対して指導や命令を行うこともできません。

Q：あっせんで必ず紛争解決ができますか？

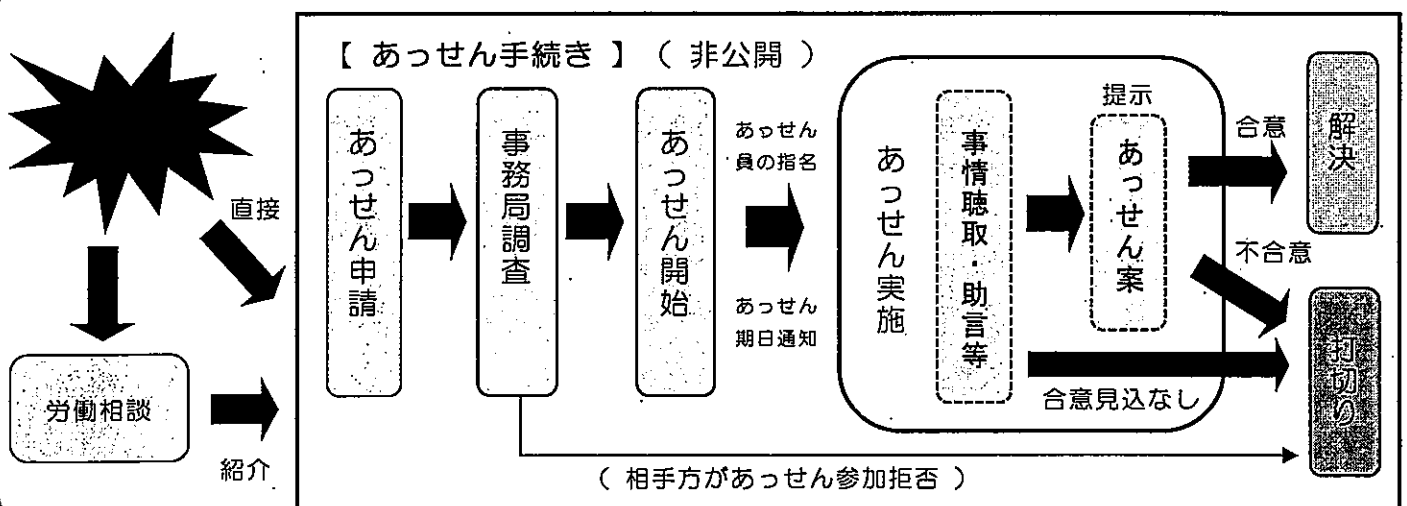
A：あっせんは法的な強制力を伴うものではないので、あっせんを申請されても、相手方があっせん参加を拒否した場合や、あっせんを実施しても労使双方が合意に至らないときは解決できません。

Q：あっせんの際、代理人を同席させることができますか？

A：当事者の都合により代理人を同席させることができます。ただし、代理人となれるのは、弁護士又は特定社会保険労務士に限られます。代理人に係る経費は当事者の負担です。

◇申請書様式（記載例）やあっせん事例などは北海道労働委員会ホームページを [検索](#)

《 あっせんの基本的な流れ 》



（注）あっせん申請後はいつでも申請を取り下げることができます。

マスコット
キャラクターの
ローイ先生



Twitterではあっせん制度の紹介の他に、日々の労働に役立つ色々な知識も紹介しています！ぜひ覗いてみてね

